



健康・福祉

健康

健康診査

問子育て・健康支援課 こども支援室 健康づくり係 ☎32-2725

年に1回、健康診査やがん検診を受けましょう。
健(検)診は事前予約が必要です。日程および申込方法はその年の広報紙などで確認してください。

健(検)診項目

項目	対象者	内容
30代健診	30歳～39歳のみやこ町国民健康保険加入者	問診、診察、計測、血圧、検尿、血液検査、眼底検査、心電図など (※眼底検査、心電図は40歳以上が対象)
特定健診	・40歳～74歳のみやこ町国民健康保険加入者 ・40歳以上の生活保護受給者	脂質・肝機能・糖代謝・腎機能・貧血・動脈硬化の状態がわかります。健診を毎年受けて、自分の体の変化を知りましょう。
肺がん・結核検診		胸部X線検査・喀痰細胞診
胃がん検診	40歳以上の町民	バリウムによる胃部X線検査
大腸がん検診		便潜血反応検査(2日分の便を提出する方法)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(隔年)	子宮頸部の細胞診
乳がん検診	30歳～39歳の女性	エコー
	40歳以上の女性(隔年)	マンモグラフィ
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査(PSA値の測定)
肝炎ウイルス検査	40歳以上(生涯に一度)	血液検査(B、C型肝炎ウイルス)
骨粗しょう症検診	40歳～70歳の女性(5歳ごと)	手首部X線検査
成人歯科検診	20歳～70歳の人(10歳ごと)	問診、歯周疾患検診

●年齢基準日は、年度末です。

食生活改善

●食進会員養成講座
地域で活躍する食生活改善推進員を養成するための講座です。



< 広告 >

社会福祉法人 豊津福祉会 きんりょう その

住宅型有料老人ホーム 錦陵の苑

入居者募集中

健康と快適、機能的な居住空間
体験入居及び施設見学随時受付中!
利用してみませんか?

お気軽にお電話下さい。
TEL 0930-33-1450

みやこ町節丸 941 番地 3
<http://www.toyotufukushikai.or.jp/>

詳しくは
コチラから
→

Aタイプ 120,000円 [税込]
Bタイプ 100,000円 [税込]
(共に月額、家賃・食費・管理費・光熱費込み)
別途、介護保険自己負担分が掛かります。

敷金、入居金、一時金無し

全 22 室



予防接種

問 子育て・健康支援課 こども支援室 健康づくり係 ☎32-2725

予防接種法に基づいて、町内に住所登録がある人を対象に予防接種を実施しています。予防接種は体を守る手助けをしてくれます。予防接種を受けて感染症にかからないように、かかっても軽くすむように強い体をつくりましょう！

- **接種場所** 県内の指定医療機関
(指定医療機関以外で接種を希望する場合は、事前にご相談ください。申請により依頼書を作成して接種することも可能となります。)

大人の予防接種

- **種類** インフルエンザ、肺炎球菌
- **接種年齢や回数、方法**などはみやこ町のホームページで確認してください。
- **自己負担額**および**接種期間**は、該当年度の広報紙などで確認してください。

子どもの予防接種

- **種類** ヒブ、小児肺炎球菌、四種混合、五種混合、BCG、MR(麻しん・風しん)、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、ロタウイルス、B型肝炎
- **接種年齢や回数、方法**などは「みやこ町こどもの健康づくりカレンダー」で確認してください。不明な点はお問合せください。
- **自己負担金**は原則無料です。

障害者福祉

障害者手帳と療育手帳

問 子育て・健康支援課 障がい者支援係 ☎32-2725

精神障害者保健福祉手帳

何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な支援策を受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

交付対象	統合失調症、うつ病、そううつ病などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒またはその依存症、高次脳機能障害、発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害など)、その他の精神疾患(ストレス関連障害など)のある人。
交付手続	指定医の診断書または、障害年金証書の写しと顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)と印鑑が必要です。
等級	1～3級 ※数字が小さいほど重度となります。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に交付され、障がいの程度によりA1、A2、A3、B1、B2の区分があり、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

18歳未満の人	児童相談所で申請、判定(面接)後、手帳交付の手続きを行います。	【申請に必要なもの】 マイナンバーなど個人番号が分かるもの 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)
18歳以上の人	役場窓口で申請し、現況調査後、障害者更生相談所で判定(面接)を受け、手帳交付の手続きを行います。	

身体障害者手帳

身体に一定以上の障がいがあり日常生活に著しい制限を受ける人が、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能、肝臓機能障害のある人。
交付手続	指定医の診断書と顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)が必要です。
等級	1～6級 ※数字が小さいほど重度となります。

健康・福祉

〈広告〉

心ふれあう、笑顔の日々を……

障害者就労支援事業所

工房うらら

グループホーム **うらら風**

皆さまの笑顔が、私たちの誇りです。

TEL **0930-33-3710**
FAX **0930-33-3710**

みやこ町国作 1123-23



障がい福祉サービスとは、障がいのある人々が、障がい種別(身体障がい、知的障がい、精神障がい)にかかわらず、共通の福祉サービスの中から必要とするサービスを利用するための制度です。利用者は、自らが利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者や施設と契約を結んでサービスを受けることができます。

介護給付・訓練等給付の内容

訪問系・その他サービス

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事などの援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障がい・精神障がいのある人で常に介護を必要とする人に、自宅での居宅介護および移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

日中活動系サービス

介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常時介護が必要な人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

居住系サービス

介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

- ※1 サービスの種類によって、利用するために障害支援区分など一定の要件が必要な場合があります。
- ※2 介護保険対象の人は、介護保険制度が優先されます。

< 広告 >

社会福祉法人 青空福祉会

障がい児・障がい者のことならお気軽にご相談下さい。

<p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">就労継続支援B型事業所 生活介護事業所 こすもす園・京都</p> <p>みやこ町上原1011-4 TEL: 0930-33-5571 FAX: 0930-33-5572 kosumosuen.miyako@aria.ocn.ne.jp</p>	<p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">共同生活援助事業所 短期入所事業所 こすもすの里</p> <p>みやこ町豊津1371-9 TEL: 0930-33-6004</p>	<p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">放課後等デイサービス こすもすの広場</p> <p>みやこ町上原1011-3 TEL: 0930-33-2010 FAX: 0930-33-5572 kosumosuen.miyako@aria.ocn.ne.jp</p>	<p style="color: #e91e63; font-weight: bold;">特定相談 障害児相談 相談支援センターこすもす</p> <p>みやこ町上原1011-4 TEL: 0930-33-5571 FAX: 0930-33-5572 kosumosuen.miyako@aria.ocn.ne.jp</p>
--	---	--	---

地域生活支援事業の内容

相談支援事業(一般相談)	障がいのある人、その家族や介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助、関係機関との連絡調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいによって判断能力が不十分な人の権利を守るために、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に申し立てに要する経費や後見人などの報酬を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、音声機能、言語機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣や手話通訳を行う人の設置を行います。
日常生活用具給付事業	障がいのある人などに対し、自立生活支援用具など日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人について、余暇活動や地域活動などの外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
更生訓練費給付事業	障害者施設などに入所または通所し、訓練を受けている人に訓練に必要な費用を助成します。
日中一時支援事業	障がいがある人に日中活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を目的とした見守りなどの支援を行います。
身体障害者自動車改造助成事業	身体に重度の障がいがある人の社会参加の促進を図るため、自動車改造に要する経費を助成します。
訪問入浴	重度の身体障害者で自宅の浴槽で入浴できない人の入浴支援をするサービスです。

相談支援事業

障がいがある人が抱える課題の解決や、適切なサービスの利用に向け、ケアマネジメントをきめ細やかに支援するため、原則としてすべての利用者に利用計画の作成が必要です。

計画相談支援	サービス事業者との連絡調整を行い、サービスなど利用計画を作成し、支給決定後の利用状況のモニタリングを行います。
地域相談支援	施設や精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人に、地域移行支援計画の作成、地域での生活の支援や関係機関との連絡調整、単身で生活をしている人の連絡体制の確立などを行います。
障がい児相談支援	サービス事業者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後の利用状況のモニタリングを行います。

障がい児通所支援事業

問 子育て・健康支援課 障がい者支援係 ☎32-2725

児童発達支援 医療型児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練を行ったりします。また医療型では、児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了以後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

その他のサービス

問 子育て・健康支援課 障がい者支援係 ☎32-2725

補装具費支給制度	障がい者などの身体機能を補うため、長期間にわたり継続して使用される用具の購入費および修理費の支給を行います。
----------	--

自立支援医療

問 子育て・健康支援課 障がい者支援係 ☎32-2725

自立支援医療制度は、心身の障がいの状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度です。

更生医療	身体障害者手帳をお持ちの人が、その障がいの軽減、除去や機能回復のための医療を受けられた場合、医療費の給付を行います。
育成医療	身体障がいのある18歳未満の人が、障がいの軽減・除去や機能回復のための医療を受けられた場合に、医療費の給付を行います。
精神通院医療	精神障がいのある人が、精神科の病気などで病院や診療所に通院して医療を受けられた場合や、薬局による調剤、訪問看護などを利用された場合に、医療費の給付を行います。

高齢者福祉

みやこ町地域包括支援センター

問 保険福祉課 高齢者支援係 ☎ 32-3377

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・ケアマネジャーなどを配置して、高齢者の健康および日常生活にも必要な援助を行うための総合相談窓口となり、介護や医療・保健関係などいろいろな領域の関係機関と連携し、高齢者の生活課題を解決するために力添えをしています。

名称	場所	サービス提供時間	電話番号
みやこ町地域包括支援センター	みやこ町勝山大久保3222番地1	●月～土曜日：8時30分～17時30分（時間外は電話対応のみ） ●日曜日および年末年始（12月31日～1月3日）：終日電話対応のみ	32-8032

高齢者福祉サービス一覧

問 保険福祉課 福祉係・高齢者支援係 ☎ 32-3377

内容の項目	対象年齢	対象の概要	利用方法	費用	内容の概略	お問合せ
配食サービス	65歳以上	単身世帯、高齢者のみの世帯、日中高齢者のみの世帯で老衰・心身の障がい・疾患などにより調理が困難な人		1食 300円～500円 (希望する種類により異なります。)	利用者の安否確認を行いながら自宅に配食弁当の配達を行う。	高齢者支援係 ☎ 32-3377
いきがいデイサービス	65歳以上	介護保険の認定を受けておらず、閉じこもりがちな高齢者など		1回 1,000円以内 (昼食・送迎代を含む)	閉じこもりがちな高齢者などに対し社会的孤独感の解消および自立生活の助長を図る。	
生活支援ホームヘルプサービス	65歳以上	介護保険の認定を受けておらず、高齢者のみの世帯で日常生活を営むのに援助が必要な高齢者または疾病などで一時的に援助の必要な人	役場へ申請	1時間200円	最大3ヶ月ホームヘルプサービス（調理、掃除など）を実施。	
生活管理指導ショートステイ	65歳以上	介護保険の認定を受けていない高齢者または心身の障がいのある人で、同居家族などから援助を見込めず、日常生活を営むうえで支障が生じている人		1日500円 別途送迎・食事代などの自己負担あり	一時的に援助または生活管理指導が必要な高齢者に対し、宿泊可能な専用施設で短期間の宿泊で日常生活に対する指導または支援を行う。	
訪問理美容サービス	65歳以上	老衰・心身の障がい、傷病などが理由により、外出困難な在宅高齢者など		実費 (理髪料のみ)	虚弱高齢者宅を訪問してサービスを行う。	
寝具乾燥サービス	65歳以上	高齢者または心身障がい者であって要介護状態または傷病などの理由により寝具類の衛生管理が困難な人		事業に要する経費の1割に相当する額	利用者が使用する寝具類の衛生管理のため、寝具類を集め、かつ、丸洗い、乾燥および消毒を行い利用対象者に届ける。	

健康・福祉

〈 広告 〉

介護のお仕事を探されている方、
またご興味ある方、一緒に働き
ませんか？スタッフ募集中です！
社会福祉法人 マルミ会

マルミ苑 グループホーム

お気軽に
ご相談ください

みやこ町犀川谷口425
☎ (0930) 42-0117
FAX (0930) 42-1720

社会福祉法人 豊勝会

特別養護老人ホーム 勝山苑

みやこ町勝山大久保 3224-1
TEL.0930-32-4775

デイサービスセンター 勝山苑

TEL.0930-32-4775

ケアハウス かつやま (軽費老人ホーム・一般型)

TEL.0930-32-8001

勝山放課後児童クラブ

TEL.0930-32-4775

みやこ町地域包括支援センター

TEL.0930-32-8032

養護老人ホーム 向陽荘 (豊前市)

TEL.0979-82-2721

みなさまが豊かな
老後を送れるように
支援いたします！

医療法人 聖友会

京都府みやこ町豊津 2128

介護老人保健施設
アデリーヌみやこ
TEL.0930-33-5688

通所リハビリセンター

TEL.0930-33-6622

小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型ホームみやこ
TEL.0930-33-3100

介護付き有料老人ホーム
ウェルファみやこ
TEL.0930-33-6166

内容の項目	対象年齢	対象の概要	利用方法	給付額	内容の概略	お問合せ
介護予防・生活支援事業	高齢者日常生活用具給付	<ul style="list-style-type: none"> ●電磁調理器 心身機能の低下に伴い防災などの配慮が必要な一人暮らしの人 ●火災報知器・自動消火器 直近の町民税非課税世帯に属する人で寝たきりの人・一人暮らしの人 	役所へ申請	用具の価格の9割相当額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	防火などにおいて配慮を要する高齢者などに対し、日常生活用具を給付する。	高齢者支援係 ☎32-3377
	介護予防住宅改修等	直近の町民税非課税世帯で要介護認定または要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者がいる世帯であり、その心身の状態により転倒の危険性などが認められる人	工事および福祉用具を購入する前に役場へ申請	交付上限額(50,000円)または、改修工事・福祉用具の価格のいずれか低い額の9割相当額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	65歳以上の在宅高齢者がいる世帯に対し、住み慣れた地域でいつまでも生活ができるように、また、介護予防の観点から自宅での転倒防止などのため、住宅改修および福祉用具購入の費用を補助する。	
高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれにも該当する人 ①満65歳以上の人 ②みやこ町に住所を有し、かつ居住している人 ③住民税非課税世帯に属する人 ④「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」に基づく補聴器に係る補装具費の支給を受けられない人 ⑤耳鼻咽喉科を標ぼうする医師により補聴器の必要性を認める意見書または診断書を徴することができる人 ⑥過去にこの助成を受けていない人 ⑦申請者および申請者と世帯を同一とする人の町税および使用料などの滞納がない人 	補聴器を購入する前に申請	補聴器本体(診察料および附属品を除く。)1台分の購入費用とし、その金額は20,000円を限度	聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、管理医療機器認定を取得した補聴器の購入に要する費用の一部を助成	
福祉タクシー利用券交付事業	70歳以上	単身または高齢者のみの世帯で自家用車(原動機付自転車含む)を有しない歩行が困難な人※所得要件あり	役場へ申請	なし	北九州タクシー協会京築地区会加盟のタクシーで利用可能な300円の利用券を1ヶ月に8枚3ヶ月ごとに配布。 ただし、透析患者に対しては月20枚を配布	福祉係 ☎32-2516
	年齢不問	身体障害者手帳の1級または2級などを所持しており、自動車税などの免除を受けていない人				
高齢者運転免許証自主返納支援事業	70歳以上で運転免許証を自主返納した人	有効期限内の運転免許証を自主的に返納し返納日において満70歳以上の人	役場へ申請 申請時に公安委員会が交付する運転免許証の取消通知書が必要	なし	北九州タクシー協会京築地区会加盟のタクシーで利用可能な300円の利用券100枚が一綴りになった簿冊を1回のみ交付する。	

高齢者見守りサービス事業

問 保険福祉課 高齢者支援係 ☎ 32-3377

町内に居住する高齢者に対して、日常生活において安心して生活を行うために自宅における緊急通報装置の貸与および見守り支援に関する事業になります。

内容の項目	対象年齢	対象の概要	利用方法	費用	内容の概略	お問合せ
緊急通報装置設置事業	65歳以上	緊急時において連絡手段の確保が困難な高齢者世帯(独居も含む)、または長時間独居となる高齢世帯となる人	役場へ申請 原則協力者1人以上の確保	所得により自己負担あり	緊急時(病気、ケガ、事故、災害など)に緊急通報装置を押すことにより、町が委託している業者につながり救急車などの手配を行う。	高齢者支援係 ☎ 32-3377
	身体障がい2級以上または聴覚・音声・言語機能障がい3級以上の人	緊急時において連絡手段の確保が困難な人で独居または、日中独居となる障害者世帯となる人				
高齢者SOSネットワーク事業	行方不明になる恐れがある人	行方不明になる恐れがあり支援を必要としている高齢者など	役場へ申請	-	行方不明となった場合に早期に発見できるよう支援する。	
高齢者位置情報検索事業	SOSネットワーク事業に登録されている人	GPS端末機の充電・保管などの管理ができる家族および支援者がいる人で65歳以上の在宅高齢者	役場へ申請	所得により自己負担あり *専用シューズは実費となります。	GPS端末機を貸与し、行方不明時に所在の確認を行い、対象者の早期保護を行う。	
高齢者見守りシール交付事業	SOSネットワーク事業に登録されている人	行方不明になる恐れがあり支援を必要としている高齢者などでSOSネットワーク事業に登録されている人	役場へ申請	初期費用無し 追加購入は実費	QRコードのついたシールを交付し、QRコードを読み込むことで発見したときに対応してほしいことなどが記載されており、本人の早期保護を目的としています。	

健康・福祉

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の要支援認定を受けた人および基本チェックリストで事業対象者と認定された人が利用できる事業

内容の項目	対象者	利用方法	費用	内容の概略	お問合せ
訪問型サービスA	基本チェックリストに該当し、町が定める判定会議にて事業対象者と認定された人、または介護保険の要支援認定を受けた人でサービス利用の必要性がある人。	役場へ申請 (利用希望の人はまず、問合せ先に連絡してください)	1回300円以内	ホームヘルパーまたは生活支援ヘルパー(町が定める研修修了者)が自宅を訪問し、調理、掃除などの「軽微な生活援助」を行うサービス	高齢者支援係 ☎ 32-3377 地域包括支援センター ☎ 32-8032
訪問型サービスC			本人負担なし	専門職が短期間、自宅を訪問し体力の改善や健康管理の維持が必要な人に対して機能訓練や食事、栄養に関する助言・指導を行うサービス	
通所型サービスC			1回あたり400円	短期間にて専門職の指導の下、運動器の機能向上を目指すもので、地域性や生活環境などを考慮し、個別性に応じて介護予防プログラムを行うサービス	

成年後見制度

成年後見制度とは

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な皆さんは、財産管理(不動産や預貯金の管理など)や身上保護(介護・福祉サービスや施設入所の利用契約など)の法律行為をひとりで行うのがむ

ずかしい場合、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまう、悪質商法の被害にある人に対して、法的に保護し、本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行い、共に考え、支援していく制度です。

成年後見制度町長申立て

問 保険福祉課 高齢者支援係 ☎32-3377
子育て・健康支援課 障がい者支援係 ☎32-2725

市町村長申立てとは

判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者および精神障がい者で、成年後見制度の利用が必要な状況であるに

も関わらず、本人や家族、親族ともに申立てを行うことが困難な人に対して法に基づいて町長が後見開始等開始審判の申立を行います。

成年後見制度利用支援事業

問 保険福祉課 高齢者支援係 ☎32-3377
子育て・健康支援課 障がい者支援係 ☎32-2725

成年後見制度の利用に当たり、成年後見等開始審判申立てに要する費用および成年後見人などに対する報酬費用を負担することが困難である人に対し、助成を行います。

(2) 中国在留邦人などの円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人などおよび特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の支援給付を受けている人

(3) 次のいずれにも該当する

ア 被後見人などおよび被後見人など同一の世帯にある人の町民税が課税されていないこと。

イ 被後見人などが有する預貯金、現金および有価証券などの合計額から、被後見人などの1箇月の最低生活費および30万円を差し引いた額が、家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1第13項、第31項または第50項の報酬の付与の審判により確定した額を下回ること。

ウ 被後見人などが居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

審判申立て費用の助成

▶ 対象者

次のいずれかに該当する人。

- (1) 審判申立費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と町長が認める人
- (2) 生活保護受給者
- (3) 審判申立費用を負担することで、生活保護法第6条第2項に定める要保護者となる可能性のある人

▶ 助成額

申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他申立てに必要な費用とし、1件あたり15万円を限度とする。

▶ 助成額

成年被後見人の状況	助成基準月額(上限)
在宅	28,000円
施設等入所	18,000円

後見人等報酬費用の助成

▶ 対象者

次のいずれかに該当する人。

- (1) 生活保護受給者

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

エレベーター

怪我をしているときにも安心



車いすの人やキャリーバッグを持っている人など誰でも簡単に利用できます。

高さの違う記載台



車いすの人や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン



ひらく

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。

児童福祉

母子の健康

問子育て・健康支援課 ☎32-2725

事業名	内容および注意事項
妊娠届、母子健康手帳交付	みやこ町に住所がある人が妊娠した時は、「妊娠届」により「母子健康手帳」を子育て・健康支援課にて交付します。妊娠が分かったら早めに交付を受けましょう。妊娠期間を安心して過ごし、出産を迎える事ができるように様々な情報をお伝えします。時間に余裕を持ってお越しください。
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査費用の一部を補助する補助券をお渡しします。 ※里帰り出産などで福岡県以外の医療機関で受診された人は、ご連絡ください。払い戻しいたします。 ※補助券は、福岡県・大分県内の医療機関および福岡県内の助産所にて使用できます。 ※補助券はみやこ町に住所登録がある人以外は使えませんので、転出入の際は手続きが必要です。
妊婦・産婦訪問	保健師、助産師などが家庭訪問をさせていただきます。気になる事があればご連絡ください。
こんにちは赤ちゃん訪問	保健師、助産師などが出生後1～2ヶ月までの全家庭を訪問させていただきます。 内容：赤ちゃんの体重、頭位測定や赤ちゃん体操、母乳相談、予防接種や今後の健診などの説明など赤ちゃんに関する事やお母さんの体調管理について相談に応じます。
乳幼児健診	4、7か月健診、12か月相談、1歳6か月健診、3歳児健診を実施しています。実施日や対象者はその年の「みやこ町こどもの健康づくりカレンダー」でご確認ください。 里帰りなどによりみやこ町での乳幼児健診を受ける事ができない場合はご相談ください。他市町村へ依頼する事もできます。
フッ素塗布事業	対象児：1歳6か月～小学校就学前 開催日：1歳半・3歳児健診と同時実施（塗布回数は4か月に1回） 内容：歯科相談、ブラッシング指導、フッ素塗布 自己負担金：無料 母子健康手帳を持参ください。

転入の場合

- 妊娠中の人
 - ・母子健康手帳を確認させていただきます。
 - ・妊婦健診補助券を発行します。
- 0歳～就学前までの乳幼児がいる人
 - ・母子健康手帳で健診の状況や、予防接種の状況について確認をさせていただきます。

転出の場合

- 妊娠中の人
 - ・母子健康手帳は引き続きご利用できます。
 - ・妊婦健康診査補助券は未使用分を返却していただきます。

児童手当

問子育て・健康支援課 児童保育係 ☎32-2725

児童手当とは

次世代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、中学校修了までの児童を対象に支給されるものです。

児童手当を受けられる人

みやこ町に住民登録があり、中学校修了以前の子どもを養育している人に支給されます。

父母ともに子どもを養育している場合には、生計を維持する程度の高い人(所得の高い人)が申請者となります。

- ・原則として児童が国内に住んでいる場合に支給します。(留学の場合は一定の要件を満たせば支給されます。)
- ・児童養護施設などに入所している、または里親に委託されている場合は、施設設置者や里親に支給されます。
- ・未成年後見人や父母指定者(父母などが海外にいる場合など)にも支給されます。
- ・父母が離婚協議中などにより別居している場合は、窓口でご相談ください。

※公務員の人は勤務先にお問合せください。

手当の支払い

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支払います。

手当の月額

3歳未満 15,000円
3歳以上小学校終了前 10,000円
(第3子以降は15,000円)

中学生 10,000円
所得制限以上所得上限未満 5,000円
※所得上限以上の方は支給がありません。

所得制限所得上限限度額表

扶養親族および児童の数	所得制限	所得上限
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
以降1人につき	38万円加算	

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合 1人につき60,000円加算

※所得制限限度額は前年(1～5月までの申請については前々年)の所得額で判定します。

※令和6年10月より、児童手当法の改正が予定されています(令和6年5月1日現在)

児童扶養手当

問子育て・健康支援課 児童保育係 ☎32-2725

児童扶養手当とは

父母の離婚・父(母)の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

その目的は、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進することにあります。

児童扶養手当を受けられる人

次のいずれかに該当する児童を養育している人に支給されます。

- ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ・父(母)が死亡した児童
- ・障がいの状態にある父(母)の児童
- ・その他の事情(DVなど)で父(母)のいない児童

※その他の条件や所得制限があります。詳しくはお問合せください。

手当の月額(令和6年4月～)

所得に応じて全部支給と一部支給があります。

全部支給…45,500円

一部支給…10,740円～45,490円

児童1人の場合の月額です。第2子以降加算されます。

手当の支払

奇数月の6回、支払月の前月分までが指定された金融機関の口座に振り込まれます。

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

特別児童扶養手当

問子育て・健康支援課 児童保育係 ☎32-2725

特別児童扶養手当とは

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

特別児童扶養手当を受けられる人

日本国内に住所があり、精神または身体に障がいを有する児童を監護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

※所得による支給の制限があります。定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。

手当の月額(1人につき)(令和6年4月～)

重度障害児(1級) 55,350円

中度障害児(2級) 36,860円

手当の支払

4・8・11月の3回、支払月の前月分(11月期については8～11月分)までが、指定された金融機関の口座に振り込まれます。

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

手当を受ける手続き・いろいろな届出

添付書類については、診断書が必要です。用紙は窓口にあります。

なお、次の人は診断書を省略できる場合がありますので、お尋ねください。

- ・療育手帳(A判定)または判定書(重度以上)をお持ちの人
- ・身体障害者手帳(視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく・平衡機能・肢体不自由)をお持ちの人

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 問子育て・健康支援課 児童保育係 ☎32-2725

放課後児童クラブとは

みやこ町では、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対して、家庭との連携を図りつつ適切な遊びや生活の場を与え、児童の保護および健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置しています。

▶ みやこ町内の児童クラブ

児童クラブ名	所在地	時間	電話番号
豊津児童クラブ	「すどりの里」 豊津2174番地1	(月～金) 放課後～19時 (土)7時30分～19時	33-5770
さいがわ児童クラブ	「認定こども園cuddle」 犀川本庄442番地	(月～金) 放課後～19時 (土)7時30分～19時	42-2611
城井こども園あいあう児童クラブ	犀川木井馬場1996番地	(月～金) 放課後～19時 (土)7時30分～19時	42-0330

児童クラブ名	所在地	時間	電話番号
勝山児童クラブ	「特別養護老人ホーム勝山苑」 勝山大久保3224番地1	(月～金) 放課後～19時 (土)7時30分～19時	32-4775
太陽の森児童クラブ	「認定子ども園 太陽の森」 勝山黒田849番地	(月～金) 放課後～19時 (土)7時30分～19時	32-2176

(日曜、祝日および8/13～15、12/29～1/3は休所です)

入所要件

町内の小学校に通う1年生～6年生までの児童であり、児童の保護者が、次のいずれかの要件を満たし、かつ、家庭で放課後に児童を保育できない場合に限り入所できます。

1. 家庭外労働…昼間の大半を自宅外の労働に費やしていること。
2. 家庭内労働…自営業または内職に従事していること。

3. 出産・病気…妊娠中もしくは出産後間もないこと。負傷・病気の状態にあること。
 4. 看護・介護…疾病または障がいの状態にある同居親族を常時看護または介護していること。
 5. 災害の復旧…震災・風水害・火災などの災害に被災し、復旧に当たっていること。
 6. 行方不明・拘禁…行方不明または拘禁などの状態にあること。
 7. その他…上記の1～6のほかに、これらに類するものとして町長が認める状態にあること。
- ※要件に該当している場合でも、各放課後児童クラブの定員や諸事情により、入所できない場合があります。

● 利用料金(保護者負担金)

5,150円を児童1人につき納めて頂きます。
 内訳 保育料(月額3,000円) + おやつ代(月額2,000円)
 + 傷害保険料(月額150円)
 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、保育料の減額があります。
 また、生活保護世帯、ひとり親家庭は申請により保育料が減免される場合があります。
 窓口でご相談ください。

保育所(園)

保育所(園)とは、保護者の仕事や病気などにより、保育を必要とする児童に対して保護者に代わって保育を行う施設です。

そのため「集団生活に慣れさせるため」「幼稚園に入園する年齢に達していない」などの理由だけでは入所できません。

保育所(園)に入所できる基準

1. 1カ月に48時間以上仕事をしている
2. 妊娠中または出産後である
3. 病気やけが、または心身の障がいによる
4. 同居または長期入院などの親族の介護・看護にあっている
5. 震災、風水害、火災などの災害の復旧にあっている
6. 求職活動を継続的に行っている
7. 学校に在学しているまたは職業訓練を受けている
8. 虐待やDVのおそれがある
9. 育児休業取得時に、既に保育所(園)を利用している兄弟がいて継続利用が必要
10. その他(町長が特別に認める場合など)

入所申請

- ・4月1日から入所希望の人は、前年秋頃の募集期間中に入所を希望する保育所(園)(右記一覧参照)に申請してください。申請用紙は保育所(園)に用意しています。
- ・年度途中の入所希望者は、入所を希望する月の、前月20日まで(日、祭日を除く)に申請してください。

問 子育て・健康支援課 児童保育係 ☎32-2725

なお、保育所(園)への入所の開始時期は、各月1日からとなります。

保育料

保育料は、子どもの年齢、保育時間、父母等扶養義務者の町民税(4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分)の合計額により決定します。なお、子どもの年齢は、年度当初の年齢を基準とします。

入所に必要なもの

- ・当該年度の1月2日以降、みやこ町に転入した人については前年度の所得課税証明書。
- ・児童の父と母(または扶養義務者)の勤務等証明書。

保育施設一覧

● 公立保育所

保育所名	所在地	電話番号	開所時間	定員
久保保育所	みやこ町勝山大久保 1431番地2	32-3003	7:30～ 19:00	90人
豊津保育所	みやこ町豊津 1110番地	33-4150	7:30～ 19:00	80人

ベビーカーマークを知っていますか?



ベビーカーは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペースなど)を表しています。



ベビーカー
使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーターなど)を表しています。

ベビーカー利用者や周囲の人は、お互い気持ちよく利用できるように協力しましょう!

出典:国土交通省

● 私立保育所(園)

保育所(園)名	所在地	電話番号	開所時間	定員
認定こども園 太陽の森	みやこ町勝山 黒田849番地	32-2176	7:00~ 19:00	保育園部 100人 幼稚園部 35人
いさやま 保育園	みやこ町勝山 岩熊532番地	32-3189	7:00~ 18:30	20人
城井こども園 あいあう	みやこ町犀川 木井馬場 1996番地	42-0330	7:30~ 18:30	保育園部 20人 幼稚園部 15人
犀川のぞみ 保育園	みやこ町犀川 本庄745番地	42-1212	7:00~ 19:00	30人

保育所(園)名	所在地	電話番号	開所時間	定員
認定こども園 cuddle	みやこ町犀川 本庄442番地	42-2611	7:00~ 19:00	保育園部 60人 幼稚園部 15人
認定こども園 ポランの ひろば	みやこ町田中 241番地4 幼稚園部の詳細については、直接認定 こども園にお問合せください。	33-4152	7:00~ 19:00	保育園部 110人 幼稚園部 15人
認定こども園 わくわくの木 幼稚園	みやこ町犀川 本庄214番地	42-0409	7:30~ 19:00	保育園部 20人 幼稚園部 15人

子育て支援センター

問 子育て・健康支援課 こども支援室 子育て支援係 ☎32-2725

子育て支援センターとは、0歳児から就学前のお子様と保護者の人と一緒に子育てについて考え、地域で安心して子育てができるよう、育児に関する相談や情報提供の場としてご利用いただく「子育ての施設」です。

名称	場所	開設日	電話番号
びよびよキッズ	すどりの里	毎週月・火・金 10:00~15:00 (祝日・年末年始を除く)	(豊津)33-4152
バンビーノ	認定こども園太陽の森	毎週月・水・木 10:00~15:00 (祝日・年末年始を除く)	(勝山)32-2176
みやこ町子育て支援センター	いこいの里	毎週月~金 10:00~15:00 (祝日・年末年始を除く)	(犀川)42-0733

みやこ町児童育成手当

問 子育て・健康支援課 児童保育係 ☎32-2725

みやこ町児童育成手当とは

次代を担う児童の健全な育成に資することを目的として、4人以上の児童を養育しており、支給要件を満たす人に、みやこ町児童育成手当を支給します。

支給対象児童

第1子が18歳未満の児童を養育している世帯における4人目以降の児童

支給要件

1. 支給対象児童の保護者などであること。
2. 当該年度の1月1日を基準日として、基準日より1年以上前から町内に住所を有し、かつ引き続き1年以上町内に住所を有する意思があること。
3. 当該年度の3月1日の申請時において町内に住所を有すること。

支給額

支給対象児童1人につき年額36,000円を支給します。ただし、支給対象児童が当該年度中に出生した場合は月割りとし、出生した日の属する月の翌月から手当を支給します。支給対象児童が15歳到達後、最初の3月31日まで支給します。

支給停止

みやこ町の税などに滞納がある場合には、支給停止となる場合があります。

健康・福祉

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

高さの違う公衆電話



子どもや車いすの人などさまざまな人に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり



身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

外国語の案内



住民だけでなく外国人観光客の人にとっても分かりやすい案内板。

